



～図書室にはこんな本があります～

No. 108

★ 利用者からの質問をもとに昭和館図書室の資料をご紹介します。
(書名の後の()の数字は請求記号です。)

問) 「学童疎開の時に課せられた負担金」について知りたい。

答) まず「学童疎開」を「タイトル」で検索してみます。

図書 → タイトル → 学童疎開 ⇒ 83件該当

※この時《同義語を含む》にチェックを入れて検索します。

すると同義語も検索対象になるので、ヒットする件数が増えます。

※さらに「費用」というキーワードを追加して絞込み検索します。

絞込み条件ボタン ことば → 費用 ⇒ 2件該当

『学童集団疎開の研究』(開架一般 372.1/H92)

『資料・東京都の学童疎開』(開架一般 372.1/To46)



図書室には、書棚に並んでいる図書以外にもたくさんあります。

検索端末を使って、読みたい本を探してみてください。

操作方法等、カウンター職員までお気軽にお問い合わせください。

「おとな」に仲間入りする日！ —成人の日—



晴れ着姿を多く目にする1月の第二月曜日は、「成人の日」です。この日は、平成12年から毎年1月の第二月曜日になりましたが、それまでは曜日に関係なく、1月15日と決まっていた。昭和23年(1948)国民の祝日に関する法律によって、「成人の日」は「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます日」と定められ、各自治体ではお祝い行事を行い、着飾った新成人がニュースを賑わせてきました。

では、一体何歳以上を「大人」とみるのでしょうか？古くは、男子15歳の「元服」、女子13歳の「成女式」などの儀式に由来するものですが、明治9年(1876)に太政官布告に次のような告示がありました。

— 自今満二十年を以て、丁年と相定め候条、この旨布告候事 —

この「丁」とは、課役にあてられる成年者であることから、「丁年」＝「成年」で大人を意味することになります。これがもとになって、満二十歳以上が成人ということになり、公職選挙法の選挙権をもち、民法での取引の自由などのさまざまな権利が与えられました。一方、未成年者には飲酒や喫煙が禁じられ、少年法によって保護されました。何歳以上を「大人」とするかは、国によってさまざまに異なっているようです。

『祝祭日の研究』(産経新聞取材班編)によれば、「明治政府が二十歳を「丁年」として、大人の年齢をひきあげたのは、開国により国際社会に伍していくには、少年・少女たちに十分な教育をほどこしてから、社会の仲間入りをさせる必要を感じたからだだった。…」とあります。

現代では十分な教育のもとに、成人が誕生しているようですが、マナー違反など“大人としていかなものか”と思えることがよく見かけられますね。今の時代、「大人」ってむずかしくありませんか…。

参考文献:『「国民の祝日」の由来がわかる小事典』(386/To34)

『年中行事を「科学」する』(386.1/N23) 『祝祭日の研究』(386.9/Sa65)

— 図書室から —

今春3月末に昭和館は満10歳になります。まだ「成人」ではありませんが、これからもよろしくお願いたします。

* 2月17日(火)～28日(土)まで、4階図書室及び5階映像・音響室は蔵書点検、特別資料整理のため休室します。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解願います。なお、6・7階の常設展示室、1階のニュースシアターは通常通りご利用いただけます。

ぶらりらいぶらりい ～図書室にはこんな本があります～ No. 108

2009年1月22日 発行

編集・発行 昭和館 図書室

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1